

証券コード 6558
2021年11月11日

株 主 各 位

大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
クックビズ株式会社
代表取締役社長 藪 ノ 賢 次

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会につきましては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のため、可能な限りご来場をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。

なお、書面によって議決権を行使される際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月25日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
LUCID SQUARE UMEDA 5階 CIVI北梅田研修センター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役1名選任の件
 - 第2号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://cookbiz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役1名選任の件

新たな経営体制に変更し、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| フリガナ<br>氏名<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| トリウミナオキ<br>鳥海直樹<br>(1980年10月2日) | 2003年4月 株式会社NTTデータシステムズ（現株式会社NTTデータビジネスシステムズ）入社<br>2007年5月 ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）入社<br>2011年1月 株式会社リクルートエージェント（現株式会社リクルート）入社<br>2018年1月 株式会社トラストリッジ入社<br>2018年4月 同社取締役就任<br>2018年11月 タイプエックス・アンド・カンパニー株式会社設立 代表取締役就任（現任） | -株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鳥海直樹氏を取締役候補者とした理由は、IT業界及び人材業界におけるマーケティング及び事業開発の責任者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の成長戦略に活かしていただけるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。
3. 当社は、鳥海直樹氏が原案どおり選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 取締役候補者の役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員賠償責任保険契約を締結しております。本議案において鳥海直樹氏の選任が承認可決された場合には、被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- (1) 役員賠償責任保険の範囲
- 被保険者である役員が、株主代表訴訟、第三者訴訟により、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について補填するものです。
- (2) 役員賠償責任保険契約保険料
- 全額会社負担としております。

## 第2号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年3月28日開催の当社臨時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に對する報酬等として、新たにストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）に対してストック・オプションとしての新株予約権として支給する報酬の総額は、年額50百万円以内（うち、社外取締役に対しては10百万円以内）といたします。また、本新株予約権の行使により発行される株式の発行済株式総数に占める割合は0.63%とその希釈化率は軽微であることから、本件ストック・オプションの付与について相当であると判断しております。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

対象取締役に對してストック・オプションとして発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の対象取締役は3名（うち、社外取締役1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後においては、対象取締役は4名（うち、社外取締役1名）となります。

報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### （1）新株予約権の数の上限

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、150個（うち社外取締役は30個）とする。

### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は15,000株（うち社外取締役は3,000株）とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

### （3）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後 2 年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約もしくは新設分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以上

